

関西労災職業病 No.29

関西労働者安全センター

1976.9.30発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

主張

「労災職業病と闘う関西交流集会」を来たる11月3日に開催する。準備は着々と進み、すでに各分科会の予備討論会がもたれ熱心な討論がくりひろげられている。

オ5回を

数える今年
の集会では
労災職業

病斗争、職場安全衛生斗争で労働者の意識変革と職場変革はいかにすすんだか」という統一テーマを設けた。これは、労災斗争を労働運動全体の中にしつかりと位置づけられる様に、これまででの闘いを総括して方針を出そうということだ。

オ5回関西交流集会(11/3)に

運動の総括をもちこもう

回を重ねるごとに参加者の中が広がり、層も厚くなってきている。合理化がどんどん進んで、企業の大もや職種を問わず様々な労災職業病が発生しているからであり、もはや闘わなければ健康を守れない事ははっきりしてき

たからである。それが、労災斗争は衆斗争を築きあげるものが向われてい

合理化の結果、労災職業病が多発するのは合理化が同時に労働組合つぶしだからである。三池労組つぶしの後で三池大災害がおこった事を忘れてはならない。今や、「労働者の健康は労使の力関係のバロメーターである」ということは全ての労働者

が気付いている。労災斗争に取り組もうとする時、つねに、高度成長期の運動を反省する声びでるのはこのためである。それ故、労災斗争は労働者の力を強くする他に解決の道はない。様々な職場状況に合わせ

集 特

大きく広がった

労災斗争の大众的基盤

関西交流集会分科会討論のために

同一スローガンが時代とその状況によつて、その政治的意味あいをかえるのはいわば常識でもある。命と健康を穿ろうとするこの労働者として全く正当で、いわば誰も反対しようのないスローガンが、少しの誇張もなく労働者人民の心を

つかむ。現在の資本主義の状況は労働者人民をどこまで身心ともに疲れさせているということだ。今回の特集では、関西交流集会の準備として、各分科会に対する向題提起、報告を行い、現場討論の材料として活用して頂ければ幸いである。

半一分科会 被災労働者の労災斗争

向 題 提 起

被災労働者にとって大切なのは、本人の意識と組合の団結と家族

の協力―医者者の協力である。特に本人の意識と組合の団結は重要で

ある。この一年の闘いをふりかえつて、次の向題を提起したい。

**被災労働者と
労働組合の關係**

被災労働者と組合、(もしくははそれに代わる支援組織)との向には数々の向題が生じる。どちらにもそれぞれ言

29号の案内

- 主編 (1ページ)
- 5回関西交流集会に運動の総括をもちこもう
- 特集 (25~11ページ)
- 大きく広がった労災斗争の大众的基盤
- 関西交流集会分科会討論のために
- 人民医療の歴史と課題 (12~14ページ)
- 南大阪労働者診療所の設立経過について
- ニュース (14~20ページ)
- 特別アピール (21ページ)
- ロングライフミルクに反対するアピール
- 重載・植田マンナン分会への手紙 (22~24ページ)
- 植田直接交渉の経過
- 寄稿 (25~27ページ)
- 研究室を足場にした反労災・職業病・公害斗争 (その10) 岡本恒生 学教室有志

い分があるが、この向
題を正しく解決しなけ
れば斗いは進まない。

被災労働者について
いえば、どうしても自
分勝手におり入りガラ
である。この個人主義
を克服しなければ周囲
の労働者の理解は俾ら
れない。

組合について言えば
労災を個人の向題とし
てとらえがちなのである。
一人の苦しみは全体の
苦しみである。何故な
ら労働組合がまだまだ
弱いから労災が発生す
るからである。

被災労働者同盟

被災労働者同盟には
2つの課題がある。ひ
とつは斗いを通じて被
災者の意識変革をはか
ること。もう一つは未
組織の被災労働者の救
済である。この課題を
不まえて同盟の結成、

前進をかちとろう。京
滋じん肺患者同盟の経

験に学ぼう。

組合全体で闘う腰痛斗争

全港湾米運分会の報告から

全港湾沿岸南支部米
穀運送分会では、昨年
夏に行つた組合の自主
健診で、組合員の(相当
時約70名)約9割が過
重労働によつて腰痛症
に犯されていること
しかもその半が相当の
重症であることが明ら
かになつた。

その後、支部安全委
員会と共に、取業病斗
争を組合の中心課題と
して斗いを続けてきた
が、その一つの成果と
して、今年の2月、本
二組合が解散して全員
分会加入したことが争
げられる。これは二組
労働者の中にも同じよ
うに腰痛で苦しむ労働
者が多かつたこと、そ

して分会の斗いによつ
て、誰が労働者の利益
を守るかが明らかにな
つたからである。

休むだけでは 何も解決しない

被災労働者の意見は
できたが斗いはそれか
らである。単に労災認
定をとり、体のしんど
い人は休むということ
にはなうない。何故な
ら、や一に、個人個人
が自分勝手に休むよう
になれば組合活動の基
盤自体が揺ぐし、本二
に、残つた労働者が労
働強化にならざるをえ
ないことで、休業労働
者とそうでない者との

対立さえ出てくる。沿
岸南支部安全委員会は
上組分会、塩回送分会
三井鉄鋼港運分会等の
斗いの総括から、「治
療も斗い」という方向
をうち出していたが、
それを米運分会の斗い
に最大限活用することに
を確認した。

治療は斗い の思想を

それは被災労働者の
治療と取場の労働条件
改善の斗いを併行して
行うことの必要性であ
る。そして、被災労働
者は取場を離れるので
なく、逆にできる限り
取場に留つて、取場改
善の斗いの先頭に立つ
ということである。

分会はその体制を作
るために次々と準備を
始めた。米穀運送の現
在の労働環境を厂的討
に、社会的に考える討

議を進めていく中で、自主流通米の問題、反動労行政の問題など次々と災害源が指摘された。またその成果をまとのパンフレットにした。それを活用して全ての分会員の学習討論を徹底しておし進め一つ一つの組合の方針が組合員全体のものになるように努力した。また被災労働者のめんがハリ学習会に参加し、「治療は斗い」の思想を学んだ。

災害源への多様な斗い

現在分会では、会社はもちろんのこと、親会社や一食糧、農林省食糧庁、大阪府警、大阪府、大阪労働局等に対し、取壊改善の要求を提出して斗いを進めている。特に労働行政に対しては、守口、西

阿部野の各労働者に三十名をこえる労災申請を出するなど、積極的な斗いが進んでいる。南支那安全委員会では、米運分会の斗いを一つの典型として、現在港濱労働者が共通し

ヤニ分科会 官公労の労災斗争

《問題提起》

官公労の労災斗争は取壊大衆斗争の復権と切り離して考えることはできない。

ハム労協関係

公労協の組織性には誇るものがあるが、一方では取壊大衆斗争がなかなか組めないという弱点がある。マル生から、その後

て苦しんでいる階層との斗いを切り拓いていくことを確認している。

(文責はセンター事務員)

官庁自治体労働者

ここでは「役人意識

を無視しては大衆斗争はできない。「役人意識」から「階級意識」へとやかに変革するの「拳仕論」は決して「階級意識」を生み出さない。労災問題も「役所仕事」の精神的な負担と地域労働者と行政というような観点からの見直しが必要である。

又上様貴道、



取場に大衆斗争を

国労大阪

新幹線保線所分会の報告

保線所分会は「じん肺患者を出すな」をスローガンに大阪・京都などの労基局にじん肺法適用を要求して闘った。交渉を重ねるごとに組合員はその怒りを大きくし、成長していった。これは組合の要求が取場労働者の要求そのものであったし、労基局という敵と直接やり合うことができたからである。

業の拒否と
闘いで
そのエネルギー

ギアはピークに達した。しかし、じん肺法適用以後、当局は問題が解決したという姿勢であり、組合内部にもそうしたムードが出てきた。実際には問題は解決していない。具体的にあげると、

- (1) じん肺法適用で散水するようにはなつたが、ほこりの量は相変わらず多い。
- (2) じん肺被疑者はトンネル内作業からはずれていくが、そのために賃金が減つた。
- (3) また、それ以外の者の労働負担が増えたなどがあげられる。

この水うの課題を直視し、斗争を再構築しなければならぬ。カギは生産点での闘いが獲つてくる。

全電通大阪 中電分会の報告

近年の合理化で仕事量は増大し、取場支配は強化された。この水と精神を破壊している災害源である。また、未容れを理由にますます合理化が進むだろう。この水を見据えて、資本主義生産様式そのものに切りこむ闘いが必要である。こうした闘いは取場大衆斗争と差別をこえた地域共闘として展開されなければならない。

取場大衆斗争は、被災者の要求を大膽にとりあげることから出発する。被災者の要求を

その他 討論の中から

以上の提起をうけて討論が行われた。被災者のエゴ、医師選抜、認定制度の問題など様々な討論が進められた。また、官公労の特権として、当局側の官僚体質と組合自身の官僚体質とを見逃してはならない。さもなければ取場大衆斗争は構築できず、多くの問題は解決しない。

(注)
この文章は9月25日の予備討論を編纂日です。

第四分科会

御用組合の变革解体と労災斗争

問題提起

職場のオノ組合は労働者の団結を破壊し、丸抱えの御用組合は会社の「オノ」業務である。二組と御用組合はまさに災害源である。

三池労働組合、マール生、全造船労働組合、御用化と合理化は表裏一体の労務政策である。

特に大企業では労働運動が徹底していきません。あらゆる手を使って企業意識を施す



つけ、労働者意識を解體します。それでも運動に立ち上る労働者に対しては、配転と昇格の攻撃でつぶしにかかります。

これらに抗して、活動家グループを形成していかねければなりません。女性労働者と被災労働者がその一つのカギを握っているのではないでしようか。また、家族のオルグも重要だと思えます。

金石油又労働の斗いから

ス労働モータービル大阪支店支部

私達スタンダード労働組は、エッソ及びモータービルと会社は別れてい

るが、組合はあくまでも一つとして、これまで「労働使協調を否定し

不満なら「闘い」を基調にして、賃金・一時金

など経済要求を中心に、事業所閉鎖、職業病などの合理化問題や、労働者の当然の権利を向上させる労働組合

として運動、闘いを展開してききました。

資本にとってス労働のようない不満なら「闘い」組合は目の上のたんこぶであり、かつて組合を資本まるがかえとす

るための工作（中央執行委員の中に会社の息

のかかったものを入水するしがあつたが、これは失敗に終わった。

動揺の激しい ホワイトカラー層

ス労働の特色としては、学生卒のいわゆるホワイトカラー層が多数を占めて

いることだが、資本は次にはこの層をねらうてきた。組合は自分の賃金が上る時だけ

利用する、ストはいやだ、会社からうまい

るとえうくなれない、このような層が会社の肩たたきに乘せられ、

また「闘い組合」とか何かする組合はめんどろ、との理由か

ら、組合員としての意識が失われしてきた。

二組デツ干あげと一組への大弾圧

49年6月にはエツソに、11月にはモービルに、それぞれ二組がデツ干あげられ、スラに敵対してきた。しかしスラの二組解体斗争へ朝比呂・ステッカーで二組を弾圧する前に二組の数が思うようにのびないのに業を煮やした資本は、スラ組合員の動搖をきたすように様々な暴力事件をでっちあげ、処分を乱発することによって、権力をかさねてきた威嚇をしてきた。

それが50年9月のモービル本社支部組合員2名に対する暴力事件であり、エツソ本社支

部に対する今春の弾圧である。エツソ本社支部執行部三役が懲戒解雇という生活を奪われ、各所で二組糾弾行動を闘う仲間に対しては、出勤停止、減給等の処分が相次いでいる。二組のような大弾圧をかけてくる資本が、我々スラを恐れていることは明白な事実である。その典型がエツソ本社支部にかけられた悪い組織破壊攻撃である。エツソ本社支部の先進的な二組糾弾ステッカー斗争、そして「石油ケイワン共闘会議」にまで拡がりをつくらせたケイワン斗争など、スラ全体をリードする核をぬらいうちといった感である。処分は「こんなことまで理由になるのか」というほど容

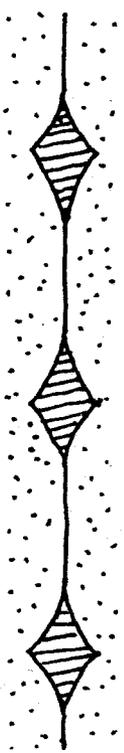
赦のないものである。資本の「異常な大弾圧」に比べ、我々の側の反撃はまだ「及ばない」ことは卒直に認め、弾圧の背景と我々の置かれていた位置を認識し、長期斗争を組み立てていく必要がある。

私業病斗争から

反撃体勢を

エツソ本社支部、モービル本社支部の労賃斗争に学び、我々モービル大阪支店支部でもケイワンの斗争中である。労基の認定はおりたが、これからの詰めが非常に難しいところになっている。

資本の悪うつな態度は労基の認定がおりようがありまじが関係なく以前と同じであるし、かえつていやがらせが増えてきている。また我々の私業改善要求には、しぶしぶ「答えるはず」はとるが、「他から苦情が出ていって、タイア室だけ特別扱いにしたくない」等の逆差別をほのめかし、組合にまともな答へようとしなない。こんな状況はのりこえていかねばならない。我々はこのケイワン斗争を勝ちとることによって、二組解体をやることに決意している。



五分科会

執行部活動と労災斗争

問題提起

全金・全港灣、全国一般等を中心に、組合執行部主義の労災斗争が進められている。こ

れらの闘いを総括し、労災斗争のすめ方を明らかにしていこう。また、これらの労働者は地域共闘の推進役としての働きも重要である。

官製合理化との闘いの中で 全金大阪亜鉛支部からの報告

昭和五〇年四月二十六日、大阪地裁へ抜き打ち的な会社更生法申請がされた。組合結成以来十九年の闘いの中で、市川資本は常に組合嫌悪の労務政策を行い、組織の弱体化をはかってきた。

港合同支部を中心とする広汎な戦闘的な労働者の地域共闘が組織され、資本自らの手ではもはや組合つぶしは不可能と判断し、国家権力の手による合理化強行の手段として、「更生

法が利用されたのである。

首切り、賃金カット権利への奪、を公然と裁判所、権力の黒い手で「官製合理化」を強要しながら、組織破壊と地域の戦闘的な労働運動に戦術的のみられる「会社更生法申請」であった。

企業意識克服し 生活を守る闘いを

連日、学習会、討論をくり返しながら組織の点検と強化をはかり、地本、地協、ブロックをはじめとした地域共闘体制の中で、官製合理化粉砕の闘いを展開しつつ、労働者自らの権利意識の持続と、企業再建の美名のもとに表れた「再建のために

全面協力すべき」とか「なんとかなるのでは」という企業意識、思想攻撃を「自らの生活と権利を守るために、工場生産点を守る」方針の中で、反合闘争を軸に、一切の首切り、賃金カットの合理化を全面的に粉砕してきた。

75年秋期年末斗争以降の闘いで「経済、権利要求を行い、一定の成果を獲得してきたが、我々は企業意識がいかなる状態であろうとも、管財人、経営者は労働者の生活を保証する社会的義務があることを認めさせ、また、「資本、権力（裁判所）」のゼロ回答の考え方を変更させる闘いであった。これは、最近更生法を利用した合理化攻撃が多い中で、「労働者の犠牲は当然」という考

之方を改めさせるといふ意味からも大きな成果であった。

労働者の生命健康を

守る思想確立を

一方、更生法申請以後、資本は企業再建の美名にかくれて、取場の要員不足の中で、安全を無視し、労働者の生命と健康を無視した日常作業の強化をはかり、そのために取場では労災取業病の多発が、そして被災者の放置が行われている。

我々は76年斗以降、関西労働者安全センターを中心として、地域の労災取業病斗争を闘う仲間との連帯を深めながら立ち上った。その基本方針としては「労働者自身の生命と健康に対する思想確

立の斗いとして取り組み、メッキ企業特有の、騒音、有機溶剤、酸、危険物から自らを守る意識高揚の斗いであつた。

田淵氏の脳卒中

労災認定かちとる

今年の5月19日、過酷な労働条件から作業中に倒れた労働者の「労災認定斗争」とり組

キ六分科会

医者弁護士学生と労働者の連帯

へ問題提起

医師、弁護士、学生
の運動は労働者階級との連帯なしには正しい

み、從來であれば私病持病でかた付けられ、きた脳卒中であつたが、多くの仲間とともに労基交渉を行い、「田淵氏の脳卒中は長時間労働と夜勤、その他低劣な労働条件に起因するもの」として労災認定をかりとつた。

この斗いを通じて考へることば「労働者の生命と健康は企業や行政に頼つていてはなら

方向へ進みません。しかし、現実にはその連帯は十分なものではありません。連帯を求めながら連帯できない原因は多く

ない」ことであり、今後の斗いを通じて、更に多くの学習と討論を重ねる中で、自らが労災取業病に対する意識の向上を図り、多くの仲間との連帯と行動によつて斗いを進めていかなければならないと考へていきます。

全金大阪支部
村上寿一

の場合、インテリの側にあります。彼らは現実をそのままに見ようとしなからずであり、ものごとを自分中心に自分の都合で考へてしまふ傾向が特に強いからです。これを克服しない限り本当の連帯は進まないでしょう。

更に総括作業を進めよう

京大阪大労取研

私達は昨年、過去の活動の総点検を行う中で「請け負い主義を克服しよう」という提議を行い、まことにこれは私達も含めて、医者やその他のいわゆるインテリゲンチヤの運動が陥りがちな誤りを克服しようとしたものです。

自らの全生活を

闘いの中へ

私達は当初、労働者の闘いの厳しさを本当は理解しておらず、言葉の上では労働者と連帯して闘おうと言っていたにもかかわらず、実際には労働者からの要請に対し、自分達の

医療技術を提供することとで満足せりと考える技術主義の誤りに陥っていました。

厳しい資本家や権力との対決の中で、労働者の私達に対する要請は、単に技術者の立場からの支援を求められているのではなく、このような資本、権力との闘いに私達が本当に具体的に労働者と共に闘うことができるのかどうかが向われていたのです。医者や医学生である私達が、このよう

共に闘う場に置くことから始めようと考えました。この具体化が南大阪労働者診療所の建設という方針でした。

設けた二つの傾向

しかし、この階級斗争の一翼をどのよう

に担当するかをめぐって、労働者の中には三つの方向への分岐が起りました。一つは、労働者と共に闘うのではなく、「労働者の要求に応えるには、技術の高いいわゆる良い医者になることが一番だ」と考える傾向です。

者をやめ、非合法党の建設をやることのみが正しい」とする考え方も出てきました。

くり返す

経験の総括を

このような考え方の発生は、運動の発展の中で必然的に現れてきたもので、私達小ブルの動搖を典型的に示しています。しかし三つの考え方の「労働者と共に闘う場に身を置く」とから始めようというのにもまだ極めて大きな限界があります。単に労働者と共に斗争をやったことの積み重ねのみでは決して私達の思想を階級的に高め、真に階級斗争の前進に寄与しうる役割を果たせることにはならず、狭い自己の経験のみを

振りかざす経験主義の誤りをおかすかも知れませんが。このような誤りを犯さないためには私達が今までやってきた活動の総括作業を真剣に追め、個々の経験を共通の思想的問題として解決していく作風

を堅持し、多くの労働者の批判を受けながら今後の活動を進めていくことが最も基本的な問題だと考えていきます。

★三分科会 下請労働者の労災斗争

↑問題提起↓

下請労働者に労災が激発していながら斗いがなかなか進まない。原因は、組織されにくいこと、本工労働者の無理解、元請企業責任がありまいなこと等である。資本はこのことを読み切つて、労務政策として下請をかかえ

ている。「建設業界に争べし」が彼らのスローガンである。下請ばかりでなく、本工労働者も真面目にこの問題にとり組まなければならぬ。

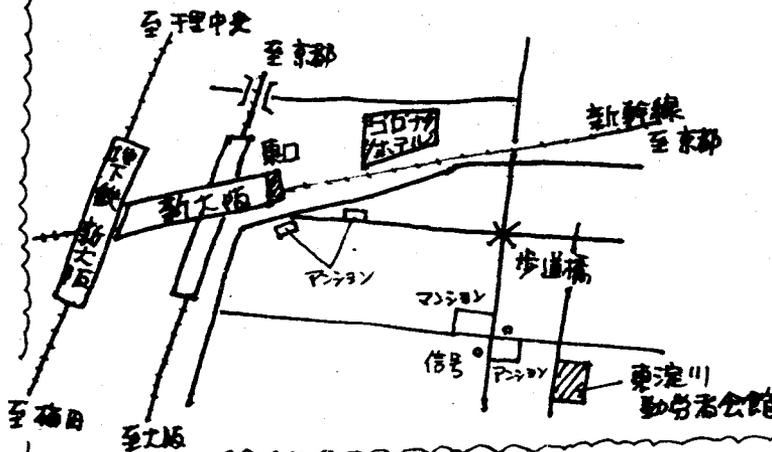
(おわび)
佐野安下請労組からの報告予定していましたが、次号掲載に

★5回 労災取業病を闘う関西交流集会

とき 11月3日 (9:30~5:30)

ところ 東淀川勤労者会館、コロナホテル

(新大阪駅下車すぐ)



統一テーマ

労災取業病と職場安全斗争で
労働者の意識を高めよう
いかに進んだか

南大阪労働者診療所の

設立経過について (その二)

関西労働者安全センター常任事務局

さらにもう一つの例である。

全金岩井計算センター支部の一人の労働者の話である。この労働者は組合作りを覚悟され、配転そして徹夜作業で痛めつけられ、ついに重症の頸腕を被災し、右腕がまったく動かなくなつた。彼の斗いは、すべての病院に「この腕は治らない」と言われ、時及らばじまつた。安全センターの医師らの協力で「自分で治す」斗争をくりひろげた。毛沢東思想と中国人民の医療である針治療を学習し、治療の方針を立て、自分の力で治す斗争の中なら治療を斗い取ってきたのである。この労働者のエネルギーは「自分だけ治す」ことではなく、自分と同じ様に被災し苦

しんでいる多くの労働者のために、斗えば治る事を教え、頸腕になつたなら職場をやめていくのでなく、労働者の団結の中なら身体を解放させる。事なら生

労働者階級の斗いが真の治療

労働者階級は敵資本と権力への斗いを前提にしつつ、労働者階級の斗いをいかに善意であろうと右へ左へと現状に合わない主観主義や教条主義をひきまわしてしまつた作風とも斗わなければならぬ。こうした斗いは一般的向題であるがすべて個別斗争の中でも行わなければならぬ。

例えは、労働者の命と健康は

まいた階級斗争の思想によるものであった。

以上の三つの例をひき、我々は声を大にして「治療は労働者階級の斗いである。階級斗争であり、自己変革であり、プロレタリアとしての自覚である」と言いつづけたのである。

しかしこの斗争は多くの誤った思想や誤った行為をした人々を批判しながら進んでいった。その誤った思想との斗争を二つの例をあげて紹介する。

労働者階級の斗いのみが可能にするという事を教えそして確信していった。斗いの中で労働者が、今まで常識であった「体の悪い人は職場を休んで治す」事に対して階級的に批判し、「体の悪い人は、斗いの中から体を治し、体の悪くない人々が二度と被災しないように職場の病原菌と闘うこと」が真の治療である」という思想をもつにいたつた。

この場合にも多くの労働者が誤った作風と斗いつづけてきた。被災職業病は病気であるというスルジョア思想は、まだまだ根が深く日本の労働者階級の中に教宣されつづけている。これは賃金は資本家が労働者にめぐんでやったものだ、という考え方とそうなわらない。こうした設けた思想は労働者階級の闘いの中で必ず正さるものである。

皆が納得する治療を

例えば、全港湾沿岸南支部米穀運送分会では、以前、腰痛で休業していた労働者が「なかりつきの医者だ、ゴルフも体に良いと言ったのでリハビリもなめて休業中にゴルフをやっている」という事が全体の向題になった。「みんなが闘いの中で取った休業補償中に、例え医者がゴルフしろ」といっても、ゴルフはぬ？」という素朴な疑問が發生

したので、確々に港湾労働者にとって「ゴルフ」をするということ自体が潜在的に反感を感じる何ものなびあった事は事実であるが、こうした向題を解決する時に我々が理解した事は、「一人の被災者の治療行為が労働者の闘いならば、それは全体がなっとくする必要がある」という事であった。

この時、小スル的な医者は「労働者が治療行為をなっとくする事は不可能だ。なぜなら、労働者は医学的な教育を受けていないからだ」と言うだろう。しかし、我々は声を大にして「労働者階級の命と健康は病院施設がどいほど完備しようと、一人二人の例は別にして労働者階級全体としては決して根本的な解決にならない。原則は一つ、職場でなつたものは職場で治す事、職場こそが労働者階級の生活と政治の中心点であり、その職場での解決を抜きにしては根本的な解決はありえない」と言ったのである。

医者・小スルの指導は労働者階級が

さらに第二の実例を示そう。これも全港湾沿岸南支部三井鐵構運分会でおこつた向題であったが、以前から被災に被災していたA労働者が同じ分会のBさんの運転していたクレインにあたって頭を打った。被災労働者は医者に行つて「三日間の安静」の診断書をもらつてきたがそれでは不十分と、また別の医者へ行つて「三日間の安静」の診断書をもらつてきた。被災者の側からは三日間の休業よりも三日間の休業を言つてくれる医者の方が「労働者の側に立っている」と思ったなもしれない。しかしこの被災者はこの診断書を理由に休み、また災害の發生がクレインの運転手のせいのみであるとしてその個人を批判していった。「ゆしに何ならみでもあるんぬ！」……

前線から

都島

園・関西主婦連一体の 攻撃に立ち向かう

★全国一般 都島友の会支部★

分会の内紛はこうして発生した。我々はこの斗争の解決の中から、「労働者階級の側に立つ医者は労働者階級の斗いと共に歩まない限り生みだせない。また小スルの良心性もスルジョア的互動性もすべて労働者階級に」としては敵ではない。真に病

を治し人を救うためには労働者階級が医者、小スルを指導しなければならぬし、労働者の中にある小スル思想、個人主義をのりこえ、労働者階級としての自覚を斗い取る斗いをしなければならぬ」という事が必要なり、また「被災者の個人主義は、主

要な矛盾が何なという事を知らずにいる所から発生する。だから労働者階級の斗い以外にないという事を学習していく必要があり、事を改めて理解した。(つづく)

全国一般 大阪一般合同労働組都島友の会では8月23日の組合公然化以後厳しい経営者の攻撃が続いている。阿佐

さんの不当解雇撤回は、もろ論のこ、組合のあらゆる要求を拒否している。「アルバイト」を保障するに、園は支援にきていた市職労働者一名に対して

主婦連も公然と組合つぶしに叩きし、その機南紙に「総評の暴力、子供の殿堂つぶす」と題する中傷記事を掲載、また、労基署の阿佐さんに対する労災認定を不当とする声明発表等、目に余る行為を

て暴カ事件をデッチ上げ、告誡した。だが、比嘉正子理事長がその会長である関西

しなし、組合員保母の結束は固く、この攻撃に着実に反撃してきている。そして、徐々にではあるが、様々な方面から組合支援の声が起り、組織されはじめてきている。

女性労働者をはじめ全ての労働者の力強い支援、共闘が今後ますます必要となってくるだろう。



尼崎

頸腕の業務外認定を撤回させ再調査をならさる

★ 阪神合同労組 ★★ ★★

去る9月14日、尼崎労基署は尾脇豊子さんに対し、一、腰部捻挫は労災として認定。一、頸肩腕症候群は業務外である。というきわめて不当な認定を下した。この決定に対し私達は地域の仲間の支援を得るなむ9月22日、労基署交渉を行った。尼崎労基署の頸腕業務外の理由は、尾脇さんは上肢を主とした作業ではなく全身作業であること。作業量の減少と自覚症状が期を同じくしていること。などを上げ、総合的に判断して業務によって

生じていると判断できない。という理由であった。これに対し、尾脇さんの労働実態を明らかにさせる追及を行った。ところが、労基署は尾脇さんの労働実態へ労働時間、作業内容、作業量についてきわめてあいまいな形でしか理解していないことな暴露された。労基署長はこの非を認めた。そして、9月14日決定の撤回、再調査へ一ヶ月以内を文書で確認した。私達が今回の尾脇さん斗争の一定の成果を

尼崎

出稼労働者故田中氏の脳卒中労災認定獲得

★ 全金 阪神支部 ★★ ★★

去る9月9日、尼崎の福田工業所に働いて労働基準監督署は、マニマールテイーセル下請 卒中死亡に対し、業務

ふまえて感じたことは、企業が労基法や労働安全衛生法等に違反して労働者を酷使している実態を労基署が黙認し、そのことによって企業保護の労働行政を行っている労基署の実態であり、その実態が暴露されることを恐れて業務外認定を下していることである。そして、今回の労基署に業務外認定を撤回させた一定の成果は、

全金阪神支部の闘いを始め、尼崎労基署に対する大衆的な労働者保護のための糾弾斗争の成果としても大きく評価できます。以上のことをもふまえ、尾脇さん斗争は労基署に対するより大衆的な運動の展開のなかで労災認定をなら取っていかねばなりません。多くの支援を訴えます。



上認定の決定を行った。故田中氏は、戦後鹿児島県において酪農業を営んでいたが、生活がなりたたなくなると、老齢にもかなわぬから尼崎に出稼に出てきていたものである。劣悪な労働条件の中で、残業を重ぬ、昭和49年2月11日、遂にアパートの一室で独り息をひきとったのだ。

下請工の組合である全金兵庫地本阪神支部を中心に、早くからこの問題は尼崎監督署に提起され続けていたが、署は何の調査をするにもなく業務外ときめつけ、誠意ある話し合いを一貫して拒み続けてきた。しかし、追及の力の増大とともに、署は責任のなれをするため、兵庫労基局へりん同とし、業務外判定

を決定づけようとする目論みだのである。

51年9月6日、兵庫労基局には、全金阪神支部を始め、関西労働者安全センターに結集する南大阪の全金、全港湾の労働者、北大阪合同労組、兵庫労基職業務を闘う会など約80名の労働者が結集し、局の責任者を追及し、業務上認定を迫った。並々7時間の交渉の結果、局は遂に「被災者の立場に立って認定を検討する」との確約を行ったのである。

9月9日の認定後、全金阪神支部を中心にヤンマーと福田工業所の責任追及の体制は著実に強化され、現在、阪神労基職業務を闘う会の結成が準備されている。

9月18日、全国一般塚原工業支部の奈良工場に有機溶剤学習会が南へ来た。医師、京大安全センター、関西労働者安全センター、奈良工場の労働者約10名と組合執行部が参加した。当初の予定時間をこえ、質問・意見が出されたが一時は工場長を加えて、臨時団交の場とも言えるような場面もあった。

塚原工業はマジックインキなどの製造・販売を行っており、特に有機溶剤を使う有機業務は奈良工場に集中して

有機溶剤学習会 南へ来る

★ 全国一般 塚原工業労組 ★

奈良

組合ではこの学習会ももとに更に安全対策を要求していく予定だ。

労働者は死んでいる。近所の農家の主婦でパートという不安定な雇用形態で雇っている。組合結成の以前は健康診断もなし、何の防止設備もなしという状態だった。今年になって一人が肝炎で死とすると、う事もおこった。会社が三者に依頼した職場環境調査の結果でも換気装置の必要が指摘されていた程で、

前号も報告したT君
腰痛斗争は、公災基金
(民間の監督署にあつ
る地方公務員
の認定稼働)
に對する大衆
的糾弾斗争に
發展した。

9月4日

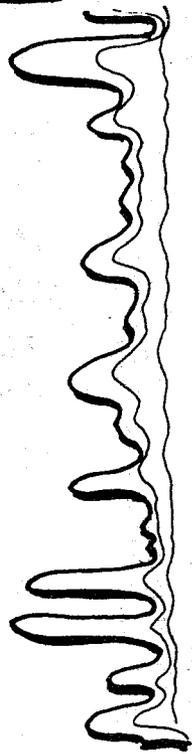
京滋労職対の
労働者30名は
職員局人事課
におしかけた。
「公災基金は
従来より書類
審査で認定し
てきた。だか
ら直接交渉に
は応じられない」とい
う姿勢に怒りを爆発さ
せておしなげたもので

大衆的糾弾に 公災基金屈服

京都

＊京都市役所T君の腰痛斗争

ある。
2時間以内の厳し
い追及で、職員局の業
務は完全にス
トワッパし、今後
うとうと今後
とも交渉に
じるとの約
束をみちと
つた。
公災基金の
こうした名勢
は、市役所労働者
と当局の
力関係の反映
である。これを
突破するには
は、職場大衆
ならぬだろう。



大阪

守口・西・阿倍野
三署合同労基交渉を
もつ

去る9月6日、全港
湾沿岸南支部米穀運送
分会は、支部・分会の
安全委員、職場委員ら
約30名で、守口労基署
で交渉をもつた。米運
の職場は内真・港・平
野の各営業所に分かれ
ているため、守口・西
・阿倍野の三署合同し
た交渉である。分会で
は去る8月23日に三労
基署それぞれに、12名
・13名・5名と計30名
の腰痛症労働者の労災
申請を提出していたが
6日の交渉はその調査
の経過説明を求めるも
のであった。幕上局側
は非災害性腰痛の認定
について一定の難色を
示したが、分会の追及
で、慎重に調査するし
と約束した。
尚、先に申請してい
た吉村氏とK氏につい
ては、吉村氏は9月3
日に認定、K氏(非災
害性腰痛)も業務上と
実質的判断が下されて
いる。9月21、24日
署の調査は一応完了し
10月初旬に予定されて
いるが二回交渉で分会
は他30名の問題を煮つ
めようとしている。



大阪

続々と南なる

労災保険法学習会

職場労働者が知らないうちに労災保険法が改悪され、反対運動を広範な大衆斗争として取り組めなかつたことを反省し、安全センター

の呼びかけに心づくの職場で労災保険法改悪の内容についての学習会が、つぎに南なれている。

9/14 全金南大阪地協で

全金南大阪地協は9月14日、関西労働者安全センターの常任事務局を招き、労災職業病斗争と労災保険法改悪についての学習会を開いた。

「権力・資本はますます反動化しつつある。向を結集させるために

必要な闘いである。職場から地域から多くの反撃の声をあげよう」

という安全センターの闘いの視点を確認した。

9/26 全金東大阪地協で

9月26日、全金東大阪地協では秋斗学習会を開き、関西労働者安全センター常任事務局をよび、講演会を開いた。

くらしを守れしの闘いはきつめて一般的な課題をもつた闘いとなっている。

多くの仲間が今や資本の労働者殺し政策と闘っている中で「命と

二の東大阪地協でも全金マコトロイ工業支部をはじめとして労災職業病斗争が取り組まれている。

パンフ紹介

満俺 (マンガン)

植田マンガン労災訴訟を支援する会

毎月一回発行・定価百円(送料ニル)

全国一般合労給食連
絡会議は関大生協、日
新給食、一富
士、等の炊事
関係の労働者
の組織である。

9月6日の

学習会では、
労災とはなに
か、労災保険
法のしくみ、
労災保険法改
悪について学
習した。「給食関係は
労働条件・労働環境と

全国一般 合労の 給食連絡 会議で

9/6

めたいしと確認しあ
て終わった。

も悪く、腰痛などがた
くさん出ている。だが
まだまだ取り組みが遅
れているので、労災職
業病と闘う
関西交流集
会に参加
して、よそ
の組合の経
験に学ぶこ
とみらほじ

9/17 ゼネ石堺支部で

9月17日、全石油ゼ
ネラル石油精製労組堺
支部で労災保険法改悪
問題を中心とした学習
会が行われ、安全セン

ター兼任事務局員も参
加した。
この学習会は、今後
支部が、増さんの労災
問題・有機溶剤中毒内

大阪

労災保険法改悪に 広がる糾弾の声

9月13日、労災保険
法改悪糾弾実行委のオ
二回会議が行われ、各

単産・単組から約30名
の労働者が参加した。

題を斗っていくために
行われたもので、現在
の労働行政・資本の労
災に対する基本方針、
労災保険制度の問題点
などを中心に、他の組
合の斗争の例などを参
考にしながら、熱心な
討論が行われた。

●京阪神のターミナルで統一闘争

同13日(一部14日)
以降、朝7時より、大阪
京橋・弁天町・天王寺
新今宮・森之宮等の国
鉄環状線のターミナル
を中心に、神戸・北現
京都など約20ヶ所で統
一ピラ撒きが、実行委
主催で行われた。参加
団体も20組合を起え、
更に増える気配をみせ
ている。これは、単に

労災保険改悪を糾弾するといふだけでなく、例えは、ロッキード事件にみられるように、政府自民党・資本の腐敗・墮落と悪うつなやりに対する労働者大衆の怒りが広く浸透していることを示すものである。

大阪総評定期大会で 改悪糾弾の決議

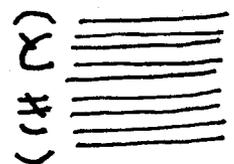
実行委を中心とした運動へのとり組みが進むとともに、総評系労働組合の単産レベルでも労災保険法に抗議する動きが出はじめ、9月21・22日に行われた30回大阪地評定期大会においては、全金大阪地本、全港湾関西地本、勤労大阪地本、全国一般大阪地本、合同労連関西地協、全造船

実行委ではカニ波の統一ビラを10月5日に予定しているが、大阪地評定期大会で、改悪に抗議する決議が9月22日に行われたことも相まって、運動は今後大きく発展拡大する様相を示している。

佐野安・労金労組の提案によつて、労災保険法改悪に抗議し、職場から労災・職業病をなくす闘いを強めるとともに、被災者の完全補償を要求する決議が採択された。現在の情勢では、職場労働者の健康破壊は極めて普遍性をもち、問題になってきている。つまり、どこの職場に

も必ず労災や職業病は数多く発生し、また表面化せずとも労働者全体に被労が積み重なってきていると考えられる。こゝから労働者のい

労災保険法改悪糾弾 実行委第4回会議 のお知らせ



(とき) 11月11日

6じ〜8じ半



(ところ) 本森官労働金庫

オ2会議室(予定)



特別アピール

ロングライフミルクに反対する
 アピール
 一九三六・八・一八

土を活かし石油タンクを拒否する会、日本消費者連盟関西
 グループ、食品公售を適切に安全なたべものを求める会、鈴蘭台
 食品公售センター、よつ葉関西共同購入会、よつ葉牛乳を飲み会

政府は農業破壊政策によって
 農民を出稼ぎへと追いつたててき、
 建設業者は労働者は次々
 ら次へ泉のごとくゆき出てくるか
 と豪語してはばならぬ。そし
 て今又、日本の酪農を破壊する

私達は、本日、ロングライフ
 ミルクをめぐって、様々な角度
 なら討論を行いました。まず、
 最も大きな問題は、日本の酪農
 を崩壊させる導火線となる要素
 を持っていることです。日本一
 の現像を誇る瀬神戸生協がこの
 ロングライフミルクの口火をき
 ったことで、近々の内に大メー
 カーが追随し、九州、北海道の
 ロングライフミルクが普及し始
 めるでしょう。病みつつある近

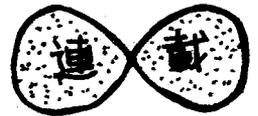
ロングライフミルクが大々的に
 導入されるようとしている。
 安全センターでも今後、酪農
 破壊につながるロングライフミ
 ルク反対斗争に取り組んでいく
 つもりである。

効の酪農は先細りとなり、近効
 酪農がたちゆかない状況をもた
 らし、原乳の不足を招き、はて
 は大メーカー主導のもの、外
 国からのロングライフミルク導
 入をくい止めることはできなく
 なります。自給率低下のはなは
 だしい日本において、またもや
 牛乳も外国に頼らざるを得ない
 状況は、私達消費者にとって絶
 えがたいことです。

(中略)

今回口火をきった瀬神戸生協
 は森永乳業と提携してこのロン
 グライフミルクを製品化してい
 ます。かつての森永ヒ素ミルク
 事件の解決をみず、会社として
 の責任をとったとは言いがたい
 状況の中で、生協という消費者
 運動のリーダーたるべき瀬神戸
 生協が、森永乳業と提携するこ
 とは、生協の本業の使命を放棄
 し、経営主義に陥っていること
 を示唆するのに十分ではありません
 せん。

日本の酪農をよみなえらせる
 ためには、近効酪農が立ちなお
 るように支えていくこと、良質
 の原乳を生産する酪農家を消費
 者が支える構造をつくっていく
 ことが必要なのです。
 日本の酪農を荒廃させる方向
 にかをかし、食に対する感覚を
 マヒさせていくロングライフミ
 ルクに反対し、こゝに結集する
 団体は、共闘して反対運動を
 すすめ、各グループでできるあ
 らゆる形態をとって抗議行動を
 起こすことを確認します。



対植田直接交渉の経過

植田マンガン分会 宮路 忠

冷く施錠された鉄門

昭和五十年十二月一日、ヤナ二回植田交渉をめぐりして出発、ビラ四〇〇枚を当日、大東から公害をなくす会が配付。植田、鉄柵門を閉ざして内部から施錠し、城々の立入りを拒否。約一時間、ハンドマイクで交渉を要求する被害者を無視。

十二月二日、朝よりタテカン四枚を作成、午後一時より、決町、三住町一帯にビラ配付、ハンドマイクで情宣活動、中垣内目ざして自転車は走る。
今日も鉄門は閉じられ、施錠は冷く光る。これがおそろく彼等の本質を現わしているのだらう。

そして二時間半はみる向に経過する。夕方ともなれば師走の風は防寒衣を苦もなく通り抜け、肌身を射す。又明日がある。その次も、次の次も、負けるものか、毎日来るかうな、お前の心が痛く日まで私達は通つてくるぞ。午後四時帰途につく。

植田 謝罪す！

翌十二月三日、企業主植田文次よりT.E.L. 午前九時四十分門を閉ざし施錠したことを謝罪交渉に応じることを確認。今日もまた地域共闘より支援十余名午後一時四十分面交開始。
被害労作者をゆめ出し、無視したことを糾す。植田に謝罪文を書かす。

△確認書△

総評大阪地域合同労働組合、植田マンガン分会からの団体交渉要求、及び被害労作者に対する生活補償要求に対し、回答をせず、無視したこと、この件については企業主植田文次の不当な行為であったことを認め、謝罪します。

今後はこのような不当な行為を二度と行わないことを確認します。

総評大阪地域合同労働組合、及び、マンガン中毒、じん肺等の被害労作者からの生活補償について、交渉要求があつたときは、企業主植田文次が一方的に拒否することなく、生活補償要求に応じ、積極的に解決するよう努力することを確認します。

一九七五年 十二月三日

総評大阪地域合同労組

植田マンガン分会殿

全大阪合同労組、全電通大東分会、大東から公害をなくす会、部落解放同盟野崎支部、植田マンガン労災と公害調査、関西労働者安全センター 各位、

尚、この日私達が出した要求書内容は、最低生活補償金のうち一時金五十万円を十二月十日までに被害労働者に支払え、残額については、十二月七日をめぐりに交渉に応じよ。損害賠償についてはは要求に従い、交渉に応じよ。であった。

体調悪し

連日交渉一日中断

昭和五十年十二月四日、ヤ十五回目植田交渉。本日晴。午前中荻原病院へ受診。午後二時十分田文開始。最低生活補償の件については各条件を撤回し、無条件とする。損害賠償については裁判でなく示談で解決することに積極的に努力する——この方針で交渉を進めた。解放同盟野崎支部支部長より植田文次脱獄が続くが、植田文治反省の色もなし。

十二月五日、体調悪し。本日交渉中止。植田に通告。植田文

次「確認書の件、早く済ませてほしい——冗談言うな。条件付き、そんな半端金で労働者は命を売り渡すものか。地域合同委員長来宅、方針等に ついて談合す。(全大阪合労、北神労組スト参加)

十二月六日、ヤ十六回目植田交渉。解放同盟野崎支部より、今日も多数の支援を受ける。午前十時三十分、植田宅門前に集合、打合せ。十一時交渉開始。場所はいつもの心格向。植田、文書確認を拒否、被害労働者側は無条件を要求一步も引かず、十二時頃一斉に引きあげる。(三時、森宮労働会館でシムボジウム)

生活補償金支払う

協定書に調印

昭和五十年十二月七日、ヤ十七回目植田交渉。中垣内、産業文学前集合。午前十時、宣伝カー、ハンドマイク、ビラ配付しつつ中垣内町を東上、一路植田文次宅へ。

マイクの音量も一きわ高く、師走の空に反響する。各組合旗、団体旗も堂々風をきり先頭を進む。総勢三十名になん()とし植田門前にて大集会開催。シユプレヒコールは生駒の山波に轟き、曳きあげる拳は天空を貫く。かくて十二時交渉開始。熱気満

十二月三十分、遂に植田文次は生活補償に応じること認め内金として、労災被害者各人一律に五十万円支払うことを確認協定書作成に入る。

午後一時十五分、調印することに同意。一時三十分調印。植田嘉明、年末年始の休戦を要求。——被害者の生活に年末年始があるものか、休戦なんて実

二時、食事を提案。交渉を一担打ち切り。二時四十二分再開。然し、議題の前後が混乱した話し合いになる。ときに三時五分年内中にもう一回交渉をもつこととでヤリトリ続くが、不必要な

ことだ。確認書の流れを見れば被害者の要求があれば応ずることになってゐる。
十二月二十一日に交渉を行うとの宣言文を発表手交。五時十分。次に当日の協定書、確認書を記す。

△協定書▽

(一)一九七五年十月十二日付、総評大阪地域合同労組植田マンガン分会からの要求書、ヤ一項目の生活補償(百%補償)要求のうち、一時金として要求された同年十一月二十四日付要求書に基いて堀内達三・森川松太郎・宮路忠の三氏に対して各人一律五〇万円を支払います。

(二)支払い方法は一九七五年十二月七日に、百五十万円の内十万円を現金にて支払い、残り百四十万円は同年十二月十日付小切手にて支払います。
以上

△確認書▽

(一)今後いかなることがあつても大阪地域合同労組植田マンガン分会、及び、マンガン中毒じん肺等の被災労作者からの要求に対して、裁判等を口実にして回答を遅けたり、交渉を拒否することは絶対にいたしません。

特に一九七五年十月十二日付要求書ヤ一項目(生活補償百%補償)の要求については裁判によつてではなく、直接交渉によつて解決することを確認する

具体的成果古ちとる

組合員に笑顔が戻る

昭和五十年十二月八日、守口労働基準監督署へ、次回団交設定日を通告、確認。OK.G.O.大阪労働基準局、監察課(坂野) 労働衛生課長(別所)に對し、次回団交日設定と、その内容について申入れる。

十二月九日、上昭KK代表取締役・植田勉に對し、次回団交日の確認申入れ(十二日)OK.G.O.十二月十日、小切手の現金化。森川松太郎に笑顔が戻る。完全とまでは道遠けれど、事実が成立した。意義高し!

一体何人被害者が出るのか

昭和五十年十二月十一日、午前十一時五十分過ぎ、住道駅出発。守口労基署へ、森川ヤス工業務上労災認定確認。マンガン中毒患者また一名出現。一体何名被害労作者が現れるか、この怒ろしさよ。続いて他事業所の追跡調査、「立検」調査の報告を求める。指導、監督を行つてもそれが事実通りかどうかの確認が未だに一切行われていない。どこに向題がある。次回までに確認することを申し入れる。

(以下30号へ)

高橋

研究室を足場にした

反労災・職業病、公害斗争

1970

岡山大学紅生夢教室有志

…瀬戸内海沿岸工業地帯における公害斗争…

日向・新産都の

労働者集団による

『工業開発事前』

健康調査について

宮崎県日向・延岡地域は、昭和三十九年、水島などと同時に新産都市に指定された。日向市は古い工業都市として知られていて、延岡市なら、約二のキロ南にある。人口約五万のいな町である。その後約十年間、日向市細島臨海地区は大企業から見はな

され続け、工場誘致のための先行投資による莫大な赤字をなやえたまま、「悲劇の細島」と呼ばれてきた。

しかし、この十年間に「大企業誘致が地域開発の金の卵である」という信仰は、九州の片いなかにおいても崩れはじめ、労働者・住民は「秘点開発」の功罪について、特にそれがもたらした公害列島とも言わべき深刻な健康と生活破壊の事態について学ぶことができた。そして、公害を防ぐためには、労働者自ら科学性をもって武装しなければならぬこと、自分達の健康

康を自分達の手で調査・点検して行くことを通して、「公害防止計画」や「環境アセスメント」の技術主義、PPM主義、あるいは近代主義を打ち破っていかなければならぬことを学習して来た。

将来の公害発生

に歯止めを

日向市地区労（所属労働者数二千数百名）は、十年間の空白の後に、現在強引に進められつつある細島地区の重化学工業開発が、必ず大規模な環境と健康の破壊をもたらすであろうことを予見して、それに対抗して労働者の健康状態を事前に調査・点検しておき、その資料を武器にして、将来の公害発生を告発し、公害に歯止めをなけて行くという戦術を考え出した。そして、昨年六月、呼吸器症状調査を中心とする「工業開発事前

健康調査」を我々と共に行った。

その結果、

(一)、現状では、大気汚染の影響は工場地帯(中小企業が主)近辺において比較的軽度であらわれているに過ぎないのに対して、有害なスヤ粉じんによる職場環境汚染の影響は非常に強く認められること。

(二)、全国各地の呼吸症状調査結果と比較すると、日向市は諸工業都市の有症率よりはるかに低く、山間中小都市と同率であり、また大気汚染測定値についても同様であること。

(三)、重化学工業開発が今後推進されて行けば、このように低い有症率の急上昇が避けられず、従って、今後二、三年毎に健康調査を繰り返して、公害病の早期

発見とその市民レベルの大衆化につとめて、徹底的な公害防止対策を要求していく必要があること

(四)、さらに、「労災・職業病と公害は表裏の関係にある」との立場から、各職場での労災・職業病斗争は今後の大きな課題であること。

——などが明らかになった。もとより、日向市の政治情勢や、市民運動の現状は非常に厳しいものがあり、前途は多難である。しかし、地区労という組織が、このような新しい観点からの反公害斗争に立ち上ったところに、画期的な意義があると我々は考えており、今後全力をあげて健康調査に協力していくつもりである。

企業城下町でのすまじい公害の実態

新居浜は住友、大牟田は三井、いずれも巨大独占によって、百年間以上にわたって支配され、

かつ造られてきた典型的な企業城下町といえよう。新居浜においても、労働者、農民の

斗いとしては、明治の天皇制下において軍隊と対峙するというものすごい斗争を数十年にわたって展開した歴史がある。だがそのような斗いが弾圧されたあとには、住友のスパイ網が部落のすみずみにまで行きわたっているという。これまたものすごい城下町の姿が今日に至っても続いている。

新居浜と大牟田の公害がいかに深刻な状態にあるかということは、両市の公害白書や、行政側の健康調査結果からも一目瞭然である。しかしながら、そうした実態は、あまり全国的に知られていない。そのこと自体が日本で有数の企業城下町の公害の深刻さを、さらに、我國の公害の本質を明瞭に示しているのではなからうか。

新居浜では……

新居浜の住友化学のすぐ近くに、生協立の診療所があり、公

害病患者を發掘して組織化して、いく地道な活動をすすめている。今年の初めから、成人・小児を対象にした健康調査を我々と共に行ってきているが、その地区の慢性気管支炎有症率は、四日市市、川崎市、尼崎市、大阪市などの汚染地区の率とほとんど同じである。それにもなみわらず、患者救済はおろか、まともな健康調査すらも行政当局はやってたことのないのである。

大牟田では……

大牟田の汚染地区の有症率もこれと大体同じである。一応、公害健康被害補償法の指定地域となつて約六百名の認定患者がいる。だが、指定地区の範圍は三井の手によつてギリギリにまで値切られ、また未だに患者組織さえも結成を許さぬが、近頃では「地域指定運上」の一々キヤンペーンが展開され始めてきている。そうした中で、指定地

区外なら、ぜんそくの苦しさを訴えてやつてくる患者さんを、追い返してきた自分達の姿を自己告発するところから、市職員の労働者が反公害斗争に立ち上つた。この労働者の斗いは少しくつた。この秋からの健康調査活動を踏み台にして、三井独占との対決の準備が、今着々と行われれている。

企業城下町における反公害斗争は苦しい斗いであり、それだ

けに、科学性が、すなわち地域斗争の發展の方向性を確かな日々の実践を常に検証していく論理性が、要求されている。このような斗いの要求に対して、いふだけ二たえられるのみという点に、「研究室を足場にした反公害斗争の本当の課題がある」と考えている。

(柳楽 記)

編集後記

労災保険法改悪糾弾の斗い、オウ回奥西交流集会の準備、秋斗をひかえての労働組合での労災被害者会、はたまた筑木労働者では機動隊の導入、とにかく猫の手も借りたような日々が続いています。今月号は発行が少

し遅くなりました。すみませんでした。忙しさにまぎれて作りあげた29号、少し読みにくいことと、ページ数が少し多すぎたのが気になります。ですが、もりだくさんの内容でお届けします。本当に気分がいい季節になりました。精一杯活動し、斗いぬきましよう。

昭和50年10月29日第三種郵便物認可
「関西労災職業病」29号
51年9月30日発行（毎月一回30日発行）

読者拡大に御協力を！

1部 60円

年間購読 1500円（送料込み）